

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ブルキナファソ人権報告書 2020 年版

概要

ブルキナファソは、選挙で選ばれた大統領が率いる立憲共和国である。(2020 年) 11 月 22 日、政情不安の拡大と国内避難民 (IDP) の増加による課題を抱えていたにもかかわらず、同国では大統領選挙と議会選挙が開催された。ロック・マルク・クリスチャン・カボレ (Roch Marc Christian Kaboré) 大統領が、57.74% の得票率で再選を果たして 2 期目の 5 年任期を勝ち取り、同大統領が率いる人民進歩運動 (People's Movement for Progress) は、国民議会 (National Assembly) の 127 議席のうちの 56 議席を獲得して、小規模政党との連立与党における第一党の座にとどまった。国内外の監視団は、これらの選挙を平和的で「満足のいくもの」とみなしつつも、投票日当日の物流上の問題と、政情不安のために多くの国民が投票所に行けなかったことを指摘した。政府はそれ以前に、選挙は治安が保証され得る地域でのみ開催されることになると宣言していた。

国内治安省 (Ministry of Internal Security) と国防省 (Ministry of Defense) が、国内の治安に対して責任を負っている。国内治安省は国家警察 (National Police) を監督している。国防省内で活動する陸軍、空軍及び国家憲兵隊 (National Gendarmerie) は、対外安全保障に対して責任を負っているが、時として国内安全保障に関連する任務を支援することもある。(2020 年) 1 月 21 日に、政府は、国防省による初歩的な監督の下で国家的テロ対策を支援する、民間支援部隊の祖国防衛義勇軍 (Volontaires pour la defense de la patrie : VDP) を創設することにより、コミュニティ・ベースの自衛団を正式に編成する法案を可決させた。文官当局が、治安部隊に対する実質的な統制権をおおむね維持していたが、治安部隊やコミュニティ・ベースの防衛団のメンバーが数々の虐待を行っていた。

重大な人権問題としては、「政府や過激派による超法規的殺人を含む、法に基づかない又は恣意的な殺害」、「政府や過激派集団による強制失踪」、「政府による拷問及び残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の事例」、「過酷で生命にかかわる刑務所環境」、「政府による恣意的な拘禁」、「内部紛争における深刻な虐待」、「重大な汚職行為」、「国籍、人種及び少数民族の構成員を標的にした暴力又は暴力の脅しが絡む犯罪」、並びに「最悪の形態の児童労働」があった。

政府は、一部の虐待事案については捜査をして処罰していたが、人権侵害に対する処罰免除が依然として問題となっていた。

2020 年中に、ブルキナファソでは暴力的な過激派組織による破壊的な攻撃が行われていた。テロリスト集団のジャマーアット・ナスル・アルイスラム・ワル・ムスリミン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

(Jama'at Nasr al-Islam wal Muslimin : イスラム及びムスリム人の支援集団) と大サハラ
のイスラム国 (Islamic State in the Greater Sahara), 及び地元で生まれたアンサール・ウ
ル・イスラム (Ansaroul Islam) といったその他の武装集団が, 500 回を超える攻撃を行
っており, それによって何百人もの民間人が死亡しただけでなく, 政府治安部隊にも大
勢の死者が出ることとなった。治安に関わる事件には, 簡易爆発物による攻撃, 標的殺
害, 誘拐, 採鉱現場 (特に金鉱) への攻撃, 学校への放火, 食糧支援品の強奪などが含
まれ, それらが人道的危機や 100 万人を超える国内避難民の発生の要因となった。

第 1 節 個人の完全性の尊重, 以下の不利益からの自由など

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の不法な又は政治的動機による殺害

国の治安部隊が, 恣意的な及び不法な殺害を行っているという報告が数多くあった。
国内外の複数の独立した人権団体が, 対テロ戦略の一環として何百人もの民間人を超法
規的に殺害しているとして, 治安部隊を非難していた (第 1 節 g 項を参照)。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch : HRW) 及びアムネスティ・イ
ンターナショナル (Amnesty International) によれば, (2020 年) 4 月 9 日に, サヘル (Sahel)
地方北部のジボ (Djibo) の町で, 政府治安部隊が, 対テロ作戦の遂行中に逮捕してか
ら数時間後に, 丸腰のフラニ (Fulani) 族の男性 31 人を処刑したとのことであった。の
ちにこの出来事についてインタビューを受けた住人によれば, この殺害を行ったのは,
近隣を拠点とする混成対テロ部隊 (陸軍と憲兵隊のメンバーで構成) の, グループメン
ト・デス・フォーシズ・アンチテロリスト (Groupement des Forces Anti-Terroristes) だ
ということであった。同年 4 月 10 日に, 国防省の軍事司法局長がこの件に関する調査
の開始を発表し, のちの同年 7 月 3 日には, この事案とともに他の同様の殺害事案につ
いても調査することを改めて約束した。また大統領もこの約束を何度も繰り返した。
2020 年末の時点で, この調査に関する更新情報は何もなかった。

(2020 年) 5 月 11 日に, VDP の地元メンバー数人を引き連れた憲兵らが, ファダ・
ヌグルマ (Fada N'Gourma) コミューン (東部 [Est] 地方) のタンヴァルブグー
(Tanwalbougou) の近くのペンチャンゴウ (Pentchangou) の市場で商売をしていた, 25
人のテロリスト容疑者を逮捕した。報告によれば, その後 12 人の被拘禁者が, 警察の
留置場の中でその日の夜に死亡したということであった。現地及び国際人権擁護団体は,
全員がフラニ/ピュール (Peuhl) 族だった収監者らは処刑されたのだと主張し, 治安機
関がフラニ族のメンバーのプロファイルを作成していたことを示唆した。同年 5 月 27
日に, ファダの地方検察官は, 予備捜査では 12 人の被拘禁者の死因を特定できなかつ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

たことを打ち明けたが、彼らは処刑されたのではないと明言した。同年 11 月の時点で、この事案は軍事法廷によって調査されていた。

(2020 年) 7 月に、民間人 7 人の死者を出すこととなった、同年 6 月 29 日のタンヴァルブグー（東部地方）での作戦行動を指揮していた 1 人の治安当局者が逮捕された。

現地人権団体のブルキナ人権運動（le Mouvement burkinabe des droits de l'homme et des peuples : MBDHP）によれば、(2020 年) 5 月 4 日から 5 日にかけて、VDP が中北部（Centre-Nord）地方のバルサロゴ（Barsalogo）コミューンの近くで、評議員のイドリッサ・バリー（Idrissa Barry）、同じく評議員のアマドゥ・ディアンデ（Amadou Diande）、及びその息子で地域医療従事者のアダマ・ディアンデ（Adama Diande）を逮捕したという。そしてその家族らが無残に射殺された 3 人を見つけた。

(2020 年) 3 月 8 日に、北部（Nord）地方のバルガ（Barga）のコミューンで、少なくとも 43 人のフラニ族の男性が殺害された。政府はその攻撃を暴力的な過激派組織のせいにしていたが、地元メディアや監視員らの報告によれば、攻撃を仕掛けたのは、伝えられるところではフラニ族がテロリストをかくまっていると考えているという、コルウェオゴ（Koglweogo）と呼ばれる政府黙認の自警団のメンバーだったとのことである。

過激派が、伝統的指導者、宗教指導者、政治指導者、人道支援スタッフ、政府治安部隊のメンバー、VDP 及び民間人を標的にして 500 回を超える攻撃を行っており、それによって何百人もの死者が出ていた。例えば、(2020 年) 7 月 6 日には、過激派がバム（Bam）県ペンサ（Pensa）市の市長を殺害し、その後に最初の攻撃を受けて配備された兵士 6 人と VDP のメンバー 3 人を殺害した。同年 8 月 7 日には、正体不明の武装集団が東部地方のナモウゴウ（Namougou）村の畜牛市場を攻撃し、少なくとも 20 人を殺害してその他大勢にけがを負わせた。翌 8 月 8 日には、国連食糧農業機関（UN Food and Agriculture Organization）がジーボ市に輸送しようとしていた動物用飼料を積んだトラックが、正体不明の武装集団によって攻撃された。同年 8 月 11 日には、ジーボ市のグラント・イマーム（Grand Imam）のソウアイボウ・シセ（Souaibou Cisse）が正体不明の銃器携帯者に誘拐され、8 月 15 日にジーボ市から 3 マイル離れたティベレ（Tibere）村で遺体となって発見された。同年 11 月 11 日には、大サハラのイスラム国のテロリストらが、サヘル地方のウダラン（Oudalan）県で軍用車列を待ち伏せ攻撃し、兵士 14 人を殺害してその他の兵士にけがを負わせた（第 1 節 g 項を参照）。

よく過激派集団から勧誘されるフラニ（ピュール）族は、イスラム過激派集団に共感しているとみなされているため、治安部隊から超法規的殺害の標的にされることが極端に多かった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

特に東部地方を中心に、犯罪集団がテロ組織や麻薬密売人と協力して、憲兵、警察官、VDP 及び自然保護官を殺害しているという報告が何件かあった。また報告によれば、ブルキナの治安部隊も、マリでの対テロ作戦の遂行中に虐待を行っているとのことであった。特に、国連のマリ多面的統合安定化ミッション（Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali : MINUSMA）の人権・保護班（Human Rights and Protection Division）は、（2020 年）5 月 26 日から 28 日までの間に発生した、ブルキナ国防軍（Burkinabe Armed Forces）による「恣意的な」処刑の疑いのある事案を 50 件も文書に記録していた。2020 年末の時点で、これらの事案は更新されていなかった。

b. 失踪

治安部隊からテロ行為への関与を疑われた民間人の失踪の報告が数多くあった。例えば、アムネスティ・インターナショナルから、（2020 年）3 月から 4 月にかけて発生した、治安部隊によるものとされる 34 人の人々の失踪に関する報告があった。また HRW からは、2019 年 11 月から（2020 年）6 月までの間に、サヘル地方のジーボの町の周辺地域で、少なくとも 180 人の人々が失踪したとの報告があり、これについて HRW は、入手できた証拠を見ると、治安部隊によって行われたことが示唆されていると述べた。

また過激派も、数多くの失踪への関与が疑われていた（第 1 節 g 項の「誘拐」を参照）。

c. 拷問及び他の残虐，非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律では、そうした行為を禁じている。しかし現地の人権団体は、軍、憲兵隊、警察、VDP 及びコルウェオゴのメンバーによって行われた、数多くの拷問の報告があると申し立てていた。拷問の申立ての大半には、テロリストとのつながりを疑われた被害者やフラニ／ピュール族の人々が関与していた。

ある人権非政府組織（NGO）の報告によれば、ワガドゥグー（Ouagadougou）の収容矯正施設（House of Arrest and Correction : MACO）の刑務官が、時々過度な暴力を用いて収監者に危害を加えているということであった。

（2020 年）3 月に、MBDHP は、新型コロナウイルス感染症に伴う政府の外出禁止令の違反者に対して拷問行為を行っているとして、国防軍及び治安部隊を非難した。

報告によれば、（2020 年）7 月 10 日に、ワガドゥグーで憲兵 1 人と兵士 1 人が、身分証明書類の不所持で 2 人の少女を逮捕する際にその 2 人を強姦したという。同年 7 月 24 日に、この 2 人にはそれぞれ 4 年と 3 年の懲役刑が言い渡された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

報告によれば、(2020 年) 8 月 14 日に、ブクル・デュ・ムウン (Boucle du Mouhoun) 地方で 1 人の憲兵が、自分の口説きを断った 16 歳の未成年者に拷問を加えたとのことであった。この憲兵は、被害者が働いていたレストランで注文をして、それを自宅まで届けるよう被害者に依頼し、そこで被害者に手錠をかけて無理やりグリグリ (gris-gris : 西アフリカの一部でよく見られる一種のお守り) を着用させ、被害者の膺に唐辛子を押し込んだ。同年 10 月 20 日に、この憲兵はバンフォラ裁判所 (Banfora Court) から懲役 5 年の実刑判決 (2 年後に仮釈放の可能性のあるもの) を言い渡され、また 3 か月以内に被害者に 50 万 CFA フラン (900 ドル) の損害賠償金を支払うよう命じられた。

オンライン・ポータルの国連フィールド・ミッションにおける品行 (Conduct in UN Field Missions) によれば、1 人の成人と取引的性交渉を行った 10 人の平和維持隊員が関与しているとされる、国連平和維持活動のために配備されたブルキナファソ平和維持隊員による性的搾取及び虐待に関する、2015 年から未解決のままの申立てが 1 件あった。(2020 年) 9 月の時点で、政府はまだその申立てについて調査をしていて、説明責任措置が講じられたという事実は示されていなかった。

刑務所及び収容施設の状況

過密状態と不十分な衛生状態及び医療体制のために、刑務所及び拘禁施設の状況は過酷で、時には生命を脅かすほどのものであった。

物理的状況：当局は、公判前被拘禁者を既決囚と同じ場所に収容していた。主にテロリスト容疑者を収容しているワガドゥグーの重警備刑務所 (High Security Prison : HSP) では、規定の収容人数の 2 倍に相当する 900 人を超える被拘禁者を収容していた。ほぼ全員が公判前拘禁の状態だった。

主にそれほど混み合っていないという理由で、女性収監者の方が男性収監者よりもましな環境下に置かれていた。何人かの乳児や 5 歳未満の子どもが、母親の収監者と一緒に収容されていた。障害のある収監者や被拘禁者のための適切な施設や設備はなく、それらの人々は他の被収容者の援助に頼っていた。

国内全域の大半の拘禁施設では、食事、飲料水、衛生設備、暖房、換気、照明及び医療が不十分であった。結核、HIV／エイズ及びマラリアが、収監者に最も多く見られる健康問題であった。例えば、HSP では、900 人を超える被拘禁者や収監者の治療するのに 3 人の看護師しか雇われておらず、また施設内に医師は 1 人も常駐していなくて、その都度電話で呼び出すという形が取られていた。拘禁条件は、裕福な市民や影響力の大きい市民、あるいは暴力的ではないとみなされた被拘禁者の方が良かった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

収監者には1日2回食事が提供されていたが、食事の量は不十分で、被収容者は親族から差し入れられる補助食品に頼ることが多かった。十分な換気設備が備わっていない刑務所がいくつかあったが、一部の監房には電気が来ていて、何人かの被収容者は扇風機を使用していた。衛生設備は原始的なものだった。

(2020年)4月に、政府は新型コロナウイルス感染症対策として、全国の刑務所から1,207人の収監者を釈放し、在監者数が推定で16%減少した。恩赦は収監者の年齢と健康状態によって決定され、既に服役期間が刑期の少なくとも半分に達していた者だけにその資格が与えられた。強盗、テロ行為及び女性器切除(FGM)で有罪判決を受けた収監者は、その対象から除外された。この収監者削減により、慢性的に過密状態だった施設の衛生状態が改善されたが、それでも依然として施設には、規定の収容人数の2倍を上回る収監者が収容されていた。

運営：政府は、(2020年)5月20日声明を出して、同年5月11日に東部地方のタンヴァルブグーで発生した、「テロリスト容疑者」とされた被拘禁者12人の死亡について犯罪捜査を行うという地方検察官の約束と、さらには同じ事件について政府も行政調査を行うという約束を何度も繰り返した(第1節a項及びg項を参照)。

(2020年)8月4日に、ザンイアレ刑務所(Ziniare Prison)のカルファ・ミロゴ(Kalfa Millogo)所長が、被拘禁者から資金を巻き上げたとして逮捕された。

新型コロナウイルス感染症のために、政府は全ての刑務所の視察を、(2020年)3月19日から追って通知するまで一時中止した。外部から被収容者への小荷物及び食べ物の差し入れと、弁護士による依頼主との面会は、同年3月上旬に保健省(Ministry of Health)によって行刑施設内に設けられた、新型コロナウイルス感染症の感染予防体制に準拠することを条件として認可された。

独立的監視：政府は、独立した非政府組織の監視員による監視を許可していた。赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)は、ワガドゥグー、ファダ・ヌグルマ及びワヒグヤ(Ouahigouya)の、8か所の施設の2,800人の収監者を訪問することができた。

改善：新型コロナウイルス感染症との闘いの一環として、フランス政府と司法省(Ministry of Justice)は(2020年)6月下旬に、MACO及びHSPにおける新型コロナウイルス感染症の管理を強化するための協定を結んだ。

(2020年)10月に、政府は設計収容人数500人の新たな収容施設1棟と、ブルキナファソ第2の都市であるボボ・ディウラッソ(Bobo-Dioulasso)の民事刑務所の刑務所

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

職員のための新たな管理棟 1 棟の建設を完了させた。新たな収容施設には、76 室の雑居房と 15 室の独居房がある。監房には、シャワー、トイレのほかに、複数の集団面会室と被拘禁者の弁護士用の個別面会室 3 室が備え付けられている。

d. 恣意的な逮捕又は拘禁

憲法及び法律では、恣意的な逮捕及び拘禁を禁止しており、人々が法廷で自らの逮捕や拘禁の合法性に異議を唱える権利を規定している。しかし恣意的な逮捕が行われており、弁護士へのアクセスの欠如と司法部門の人員配備の不十分さのために、多くの被拘禁者が法廷で公判前釈放を求めることができないでいた。

逮捕手続及び被拘禁者の取扱い

法律により、警察及び憲兵は通常、犯罪の容疑で誰かを逮捕する場合には、事前に十分な証拠に基づいて裁判所が発行する令状を取得しなければならないと定められているが、当局は必ずしもそうした手順に従っているとは限らなかった。当局は、常に被拘禁者に当人の罪状を伝えているわけではなかった。被拘禁者には、告発されたあとに、迅速な罪状認否手続を受ける権利、保釈を求める権利、弁護士を依頼する権利、また貧困者の場合には国選弁護士をつけてもらう権利がある。しかし実際には、審理が開始されるまで弁護士は任命されていなかった。裁判官は、審理までの保釈金なしでの仮釈放を命じることができる。しかし当局がこれらの権利を尊重することはめったになかった。法律では被拘禁者に、裁判所が発行する認可状を通じて家族と接触することを認めている。

法律では、捜査を目的とする罪状なしでの拘禁については最大 72 時間までに制限し、一度だけさらに 48 時間延長することができるとしている。テロの捜査においては、法律で 10 日間の拘禁を認めている。テロ行為と関係のない事案では、警察は必ずしもこの法律を守っていたわけではなく、罪状なしでの拘禁（予防拘禁）の期間は平均 1 週間に及んでいた。当局が容疑者を起訴してしまえば、法律では裁判官に、検察官が罪状の捜査を行っている間は、6 か月間の予防拘禁期間を無制限に継続させることを認めている。当局はしばしば、被告人が治安判事の前に出廷するまで、数週間、数か月間、さらには数年間にもわたり、弁護士をつける機会を与えないまま被告人を拘禁していた。当局が、外部との連絡を遮断した状態で容疑者を拘禁していた事例が複数あった。

恣意的な逮捕：現地の複数の独立人権団体の申立てによれば、治安部隊が、テロ行為への関与の容疑でたびたび人々を恣意的に逮捕しているとのことであった。司法省のある職員から、HSP に拘禁されている何百人もの人々が、いまだに起訴されることなく拘禁されたままとなっているとの報告があった。司法の指導者らは、十分な根拠もなしに大

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

規模な容疑者グループを一斉検挙していることが疑われる、現場の治安部隊によって投げられた「大きな網」と自分たちがみなしているものを非難していた。

公判前の拘禁：多くの場合、当局は被拘禁者を、当人に嫌疑がかけられている罪に対する最高刑よりも長期間にわたって、起訴も裁判も行わないまま収容し続けており、このことは、テロ行為が関係している事件において特に言えることであった。公判前釈放（保釈金に基づく釈放）制度は存在していたが、それがどの程度まで利用されているのかは分からなかった。当局は、全国の収監者の 52%が公判前の状況にあると推計していたが、現地の独立人権団体の推計では、その割合は 70%にも上った。地元メディアは、被拘禁者が裁判を受けることなく 1 年以上も拘禁されている事例について、たびたび報じていた。ワガドゥグーの HSP 職員からの報告によれば、2020 年中に裁判所は、刑事上の罪で裁判に持ち込むだけの十分な証拠のないテロリスト容疑者の釈放を命じるようになったということである。（2020 年）2 月 6 日に、ある HSP 職員から、同年 1 月中旬に、HSP に収容されていた成人男性のテロ容疑者 39 人に対して、軍事及び民間法廷から釈放命令が出されたとの報告があった。証拠不十分で無条件釈放された何人かの人々は、それぞれの事案に対するさらなる捜査を待つ間は、裁判所の監督下に置かれたままとされることになった。釈放された容疑者の半数以上は、マリとの国境に近い戦闘の起きたサヘル地方のジープのコミュニティに住む人々であった。

HSP の被収容者数は着実に増加していて、公判前拘禁中の被収容者は、2018 年 10 月には 550 人だったのが（2020 年）8 月時点では 900 人を超えており、政府が首尾よく起訴を完結させたテロ事件はいまだ 1 件もなかった。刑法を専門とする弁護士不足、中でも特にテロ行為の容疑で逮捕された被拘禁者の代理人になろうとする被告側弁護士の不足が、事件を裁判に持ち込むのが遅れる大きな要因となっていた。

（2020 年）9 月に政府は、テロ事件に重点を置くワガドゥグーの第 2 裁判所庁舎の建設を完了させた。この新設された裁判所庁舎の全国管区対テロ裁判所（テロ事件に対する裁判権を保有）は、2020 年末の時点でまだ機能を果たしていなかった。上級治安判事評議会（Superior Council of Magistrates）は、この新たな法廷で任務に就く裁判官を任命し、増加する未解決テロ事件の取扱い件数を管理するために職員の数を増やした。

被拘禁者が法廷で自身の拘禁の合法性に異議を唱える能力：法律では、逮捕又は拘禁された者が、法廷で自らの拘禁の法的根拠や恣意的性質に異議を唱える権利を規定している。しかし報告によれば、司法部門における汚職若しくは人員配備不足のいずれかのために、それを行った収監者は困難に直面しているとのことであった。

e. 公正な公判の否定

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

憲法及び法律では司法の独立性を規定しているが、複数の NGO によれば、司法制度は腐敗し、非効率的で、行政的な影響力にさらされているとのことであった。しかし、裁判の結果が最初から決まっていたように思われる事例はなく、当局は裁判所命令を尊重していた。法典は依然として時代遅れのままで、十分な数の裁判所もなく、また訴訟費用は法外なものであった。自分たちの権利に関する国民の知識の乏しさが、正しい裁きを受ける彼らの能力をさらに弱めていた。国選弁護人の費用を支払うための資金の不足と、テロ容疑者の代理人を務めることに対する社会的汚名の双方のために、刑事訴訟において民間の被告側弁護士がテロ容疑者の代理人を務めることを嫌がる風潮が問題となっていた。

軍事裁判所は、軍の行動規範への違反容疑で告発された、軍関係者が関与する訴訟の審理を行う。しかしごくまれに、軍事裁判所が民間人の被告人が関与する訴訟の審理を行う場合もある。軍事裁判所で与えられる権利は、民事裁判所や刑事裁判所で与えられるものと同等である。軍事裁判所では、民間人の裁判官が裁判長を務め、公判が開かれ、その評決が地元紙で公表される。

裁判手続

法律では被告人を無罪と推定している。被告人には、通訳による無償支援付きで、自らの容疑を速やかかつ詳細に知らされる権利がある。裁判は公開制であるが遅延する場合がある。司法当局は、重大な刑事事件においてのみ陪審員を用いる。被告人には、自らの審理に出席する権利、法定代理人を立てて相談する権利、及び抗弁の準備をするための十分な時間と施設を与えてもらう権利がある。被告人には証拠を提示する権利がある。被告人には証言や罪の自白を強要されない権利があるが、証言を拒否するとより厳しい判決を下される結果となることが多かった。被告人は、原告側に異議を唱えて証人を出廷させることができ、また被告人には上訴する権利がある。民事訴訟で極貧の被告人が上訴する場合には、国が裁判所の任命した弁護士をつける。刑事訴訟では、弁護士費用を払えない被告人に対しては、裁判所が任命した弁護士をつけることが必須とされている。しかし政府は、治安判事や裁判所が任命する弁護士の慢性的な不足などの理由により、必ずしもそれらの権利を尊重しているわけではなかった。

政治犯及び政治的理由により拘禁された者

2020 年中には、政治犯や政治的理由により拘禁された者の報告はなかったが、一部の逮捕及び拘禁は、政治的な動機に基づくものであった可能性がある。

(2020 年) 1 月に、外交交渉のあと、軍事裁判所はジブリル・バソレ (Djibril Bassole) に対して、6 か月間フランスで治療を受ける許可を与えた。元外務大臣で野党の新ファ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ソ同盟（New Alliance of the Faso）の創設者であるバソレは、失敗に終わった 2015 年の軍事クーデターを支援した容疑で、2019 年 9 月にワガドゥグーの軍事裁判所から懲役 10 年の刑を言い渡された。バソレは、「治療が終わり次第直ちに裁判所に出廷する」ことを誓う宣誓書に署名をした。さらに、元大臣は、保釈保証金として総額 3,000 万 CFA フラン（5 万ドル）を支払った。（2020 年）6 月 29 日にブルキナファソに帰国することになっていたバソレは、自らのパリ滞在の一時延長を申請して認可された。

民事上の訴訟手続及び救済方法

民事問題における独立した司法制度があるが、それはしばしば、非効率的で腐敗していて行政的な影響力にさらされているとみなされていた。そのために、時として国民は、政府との紛争の解決を図る際に、オンブズマン事務局（Office of the Ombudsman）に頼るという選択をすることがあった。

法律では、人権侵害に対する損害賠償や人権侵害の停止を求める訴訟を起こすために、裁判所を利用することができると規定しており、申し立てられた侵害行為に対しては、行政救済と司法救済のどちらでも利用できるようになっていた。人権侵害の被害者は、たとえ国内の裁判所での審理を経ていなくても、西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States : ECOWAS）の司法裁判所（Court of Justice）に直接上訴することができる。民事及び商事紛争の場合には、当局は、コートジボワールのアビジャン（Abidjan）自治区にある ECOWAS の普通司法・仲裁裁判所（Common Court of Justice and Arbitration）に、審理を付託することができる。2020 年中に、裁判所はそのような命令を何度か発出した。

国家安全保障、資産家や有力者及び政府当局者が関与する、デリケートな訴訟における裁判所命令の執行に問題があった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法及び法律ではそうした行為を禁止しており、政府はおおむねそれらの禁止条項を尊重していた。しかし国家安全保障に関わる場合には、令状なしで電話や私信の見張り、検索及び監視を行うことが法律で認められている。刑法では、テロ関連事案における盗聴を、一定期間にわたって裁判所の裁判長が認可することを認めている。調査裁判官には、当局に私的な場所での録音を認可する権限がある。これらの捜査手法は、法的枠組みに対して比較的新しいものであった。国家諜報局には、監視、国家安全保障及びテロ対策の目的でテクノロジーを利用することが認可されている。

2018 年にカボレ大統領は、国内の 13 の行政地方のうちの 7 地方の 14 県で発生して

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

いた、過激派の攻撃による危険の増大を受けて、非常事態宣言を発出した。この非常事態宣言によって治安部隊に、家宅捜索を行ったり移動や集会の自由を制限したりするさらなる権限が付与された。この緊急事態宣言は、直近では（2020 年）1 月にさらに 12 か月間延長された。またサヘル及び東部地方の当局は、過激派の攻撃のために外出禁止令も発出した。

国際的及び現地の独立人権団体によれば、軍は事例証拠に基づいてテロリスト容疑者のリストを作成するために、密告者制度を採用しているとのことであった。

g. 国内の紛争での虐待行為

ブルキナファソでは 2020 年中に、暴力的な過激派組織による攻撃が数多く発生した。そこには、標的殺害、誘拐、学校や採鉱現場への攻撃、食糧支援品の強奪などが含まれ、それらが人道的危機の要因となって大量の国内避難民（IDP）を生み出した。また治安部隊も殺害やその他の虐待を行っていた。

殺人：武力紛争位置及び事象データ・プロジェクト（Armed Conflict Location and Event Data Project）によれば、（2020 年）11 月 14 日の時点で、年初以来の紛争関連死者数は 2,200 人を上回っており、そこには治安部隊と様々な武装集団の双方によって殺害された、1,000 人を超える民間人が含まれているとのことであった。

HRW は（2020 年）7 月に、サヘル地方のジーボ周辺に展開する治安部隊の手によるものとされる、2019 年 11 月から（2020 年）6 月までの間に発生した、フラニ族の男性が大半を占める 180 人の民間人の死亡事案を記録した報告書を発行した。

報告によれば、（2020 年）6 月 29 日に、タンヴァルブグー（東部地方）の近くで治安部隊が 12 人のフラニ族の男性を逮捕したという。その 12 人の中の 7 人は、村のはずれで遺体となって発見された。そこは、治安部隊が 1 か月前に別の 12 人を拘禁中に殺害したとされるどころと同じ地域だった（第 1 節 a 項を参照）。その他の 5 人は、伝えられるところによれば緊急の治療が必要になるほどまで拷問を受けたあとに、近くの村で解放された。

武装集団や治安部隊によって行われた民間人に対する数々の攻撃に加えて、2020 年には年間を通して、治安部隊を狙った過激派による攻撃も数多く発生していた（第 1 節 a 項を参照）。

既知の明らかな標的暗殺事件がほとんどなかった前年までとは異なり、2020 年は 8 月の時点で、ジャマーアット・ナスル・アルイスラム・ワル・ムスリミン、大サハラのイスラム国、アンサール・ウル・イスラムなどの過激派が、様々な場所の政治指導者や

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

村の当局者らに対して 22 件もの攻撃を行っていた。同年 3 月には東部地方で、元市長 1 人、副市長 1 人、村長 3 人、王子 1 人及び村落開発評議員 2 人が殺害された。同年 5 月には、東部地方で 4 人の村落開発評議員が殺害された。同年 6 月 13 日には、サヘル地方のソルハン（Solhan）のコミューンの副市長が殺害された。同年 7 月には、中北部地方で市長 1 人と市議 2 人が殺害された。

また武装集団は、治安部隊や VDP を待ち伏せ攻撃するために、道路の整備不良を巧みに利用して、路面のくぼみや排水溝に簡易爆発物（IED）も仕掛けており、これもまた民間人の死亡につながっていた。（2020 年）1 月 4 日には、スル（Sourou）県で、冬休みが終わって学校に戻る子どもたちを乗せた県政府が運行するバスの車列が、過激派によって仕掛けられていたと思われる IED を起爆させた。この爆発により、学童 7 人を含む乗客 14 人が死亡した。同年 7 月 12 日には、高等通信評議会（Higher Council of Communication : CSC）議長のマティアス・タンコアノ（Mathias Tankoano）とその警護官が、遠隔操作型 IED を利用した正体不明の武装集団による待ち伏せ攻撃を何とかすり抜けた。

過激派は、しばしば宗教的礼拝所や信仰指導者を標的にしていた。2019 年 12 月には、ホントウクーラ（Hontoukoura）村（東部地方のコマンジャーリ [Komondjari] 県）の教会での日曜ミサの最中に、過激派が牧師を含む礼拝者 14 人を殺害した。（2020 年）2 月 10 日には、過激派がサヘル地方セバ（Sebba）の牧師の自宅で 7 人の人々を誘拐し、その翌日に牧師を含む 5 人の遺体が見つかった。同年 2 月 18 日には、過激派がパンジー（Pansy）村（ヤガ [Yagha] 県、ブンドーレ [Boundore] のコミューン内）を襲撃して、国際宣教師協会（International Missionary Society）の牧師 1 人を含む 24 人を殺害し、プロテスタントの教会を焼き払った。同年 8 月 11 日には、過激派が、ワガドゥグーから戻る途中だった北部地方のジーボ・グランド・モスク（Djibo Grand Mosque）のイマームを誘拐した。そのイマームは、同年 8 月 15 日にジーボのはずれで遺体となって発見された。

（2020 年）1 月 20 日に、過激派が、中北部地方バルサロゴ・コミューンのナグラオゴ（Nagraogo）とアラモウ（Alamou）の 2 つの村で、36 人の民間人を殺害した。犠牲者の中には帰還した国内避難民（IDP）が含まれていた。同年 1 月 25 日には、過激派がシガジ（Silgadji）村（サヘル地方スム [Soum] 県のトンゴマイユ [Tongomayel] コミューン）を襲撃して、宗教的背景の異なる 39 人の民間人を殺害した。新聞報道及び治安機関の報告によれば、（2020 年）5 月 29 日に、過激派が、ロルム（Loroum）県のティタオ（Titao）町の地方市場から戻ろうとしていた地元小売店主の車列を攻撃して、16 人の民間人を殺害したという。過激派は、同年 5 月 31 日には、パマ（Pama）の近くのコンピエンガ（Kompienbiga）村の畜牛市場に集まっていた群衆に向かって発砲し、25 人を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

殺害してその他の人々にけがを負わせた。

(2020 年) 6 月 26 日には、武装攻撃者集団が、ロルム県（北部地方）のティタオとソーレ (Solle) を結ぶ道路上で、VDP に護衛された商人の車列を待ち伏せ攻撃した。ソーレの軍分遣隊が即座に対応したにもかかわらず、VDP のメンバー 6 人と兵士 1 人が殺害されてその他数人が負傷した。

(2020 年) 7 月 13 日には、20 人の狙撃者集団が、東部地方マティアコアリ (Matiakoali) コミューンのガブグー (Gabougou) とフォンジョマ (Fondjoma) の村を攻撃した。伝えられるところによれば、狙撃者らは 5 人を殺害して 2 人を誘拐したとのことであった。報告によれば、その 2 日後に同じ狙撃者集団が再びそれらの村を訪れ、自分たちは 30 人の処刑対象者のリストを持っていると主張したという。村人の多くは村から逃げ出した。

(2020 年) 7 月 21 日には、2 日前にタンガイ (Tangaye) のピーラ (Peela) 村で過激派に誘拐された 1 人の VDP メンバーの遺体が、仲間の VDP メンバーらによって発見された。遺体は爆発物で覆われていたため、VDP メンバーらはロープを使って遠くから遺体を移動させなければならなかった。

しばしば過激派、治安部隊及び VDP によって悪用されるコミューン間の緊張関係が、時として民族間の衝突を引き起こすことがあった。

46 人の民間人が殺害された、バルサロゴの町はずれにあるイルグー (Yirgou) のフラニ族牧畜コミュニティを標的としたコルウェオゴのメンバーによる 2019 年 1 月の攻撃について、政府の調査は依然として完結するまでに至っておらず、その事件に関する起訴は 1 件も行われていなかった。(2020 年) 2 月 4 日に、当局は、2019 年 12 月に逮捕された 13 人のうち、コルウェオゴ自警団リーダーのブレイマ・ナドバンカ (Boureima Nadbanka) とコルウェオゴの別のメンバー 1 人を一時的に釈放した。この釈放は、道路を封鎖してリーダーを釈放するよう政府に圧力をかけていた、ナドバンカの支持者らによる抗議活動を受けたものだった。

誘拐：過激派は、2020 年を通して何十人もの民間人を誘拐しており、その中には国際人道支援スタッフや医療従事者も含まれていた。(2020 年) 8 月には、複数のメディア・ソースが、正体不明の武装集団によるランフィエラ (Lanfiera) 市 (中西部 [Centre Ouest] 地方) の副市長の誘拐について報じた。同年 8 月 27 日には、過激派が、ナミッシグイア (Namissiguia) とジーボを結ぶ道路の違法検問所で退職した公務員 2 人を誘拐し、同年 9 月 5 日にジーボ (サヘル地方) から 19 マイル離れたブーロ (Bourro) 村で 2 人を解放した。同年 9 月 18 日には、ブクル・デュ・ムウン地方でジバッソ (Djibasso) 村の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

村長が誘拐され、同年末の時点でまだ行方不明のままとなっていた。

身体的虐待、刑罰及び拷問：HRW、コミュニティーの処罰免除及び名誉侵害反対共同体（Collective against Communities' Impunity and Stigmatization）及びMBDHPによれば、治安部隊のメンバーが、テロリスト集団とのつながりが疑われる民間人を拷問にかけて殴打し、時にはその財産まで破壊したことが何度かあるとのことであった（第1節c項を参照）。

（2020年）7月には、複数の目撃者が、過激派が北部地方のある村で2人の女性を強姦したと証言した。

児童兵士：政府が児童兵士を徴募したり利用したりしているという報告はなかった。子どもを徴募して利用している集団に関する正確なデータを入手することは困難だったが、司法省からの情報では、テロ行為の容疑で収容施設に収容されている推定12～14歳の子どもが何人かいることが報告されており、このことは、非国家的武装集団が未成年者を徴募していた可能性があることを示唆していた。（2020年）9月の時点で、司法省の当局者は、テロ行為の容疑で逮捕された8人の未成年者が、HSPとMACOに拘禁されていることを確認した。テロ容疑者として逮捕され拘禁されていた何人かの未成年者は、家族の元へ返すためにNGOや赤十字社（Red Cross）に引き渡された。

紛争に関連するその他の人権侵害：国民教育省（Ministry of National Education）によれば、（2020年）9月15日の時点で、攻撃や安全面での問題のために2,300の学校が閉鎖されていて、およそ35万人の生徒と1万1,200人を上回る教員に悪影響が及んでいるとのことであった（第6節の「子ども」の項を参照）。（2020年）5月の報告書の中でHRWは、半年から1年間にわたって基地として使用されている3校を含め、2019年には中北部及びサヘル地方の10の学校が、政府治安部隊に軍事目的で利用されている疑いがあることを実証した。報告によれば、少なくとも8件の事例では、治安部隊に占有される前に、安全上の問題で学校が閉鎖されたという。（2020年）7月には東部地方のタンサルガ（Tansarga）自治体で少なくとも13の学校が焼き払われており、報告では、最大20の武装集団が村から村へと移動して、次々と学校を荒らし回った上に焼き払ったことが示唆されていた。同年9月15日には、過激派が、東部地方のタンサルガ自治体の小学校、コミュニーの高校、市庁舎及び県庁舎に火を放った。

サヘル、北部及び東部地方の各地方当局の報告によれば、過激派は農村部で何十万人もの民間人を強制退去させ、移動を制限しているとのことであった。独立した非営利報道機関のザ・ニュー・ヒューマニタリアン（The New Humanitarian）によれば、2020年には、緊急食糧援助を必要としている人々の数がそれまでの3倍の320万人超にまで増加し、推定1万1,000人の人々が「壊滅的な」レベルの飢えに苦しんでいるとのことである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

あった。政府は国内外の支援組織と協力して、影響を受けた民間人に対する食料、給水及び保健サービスと虐待や暴力からの保護の向上に取り組んでいたが、民間人及び民間人向けサービスは依然として極めて脆弱なままで、多くの場合には武装集団から直接標的にされていた。

2020 年全体を通して、武装集団は医療施設を攻撃し、また救急車や人道支援及び医療支援スタッフの公式車両を乗っ取っていた。国連人口基金（UN Population Fund）によれば、（2020 年）7 月の時点で、テロ活動のためにおよそ 113 の医療センターが閉鎖されて 156 が活動を休止しており、そのために 150 万人の人々が医療を利用できなくなっていた。複数の情報源からの報告によれば、（2020 年）6 月 24 日に、正体不明の襲撃者らが、スム県（サヘル地方）で世界食糧計画（World Food Program : WFP）のトラックを強奪したという。襲撃者らはトラックの積み荷（WFP による栄養物配給用の 35 メートルトンの植物油）を奪って、運転手とその見習いを数時間にわたって拉致したのち、同日夜に 2 人を解放して車両を放棄した。

（2020 年）8 月 27 日には、正体不明の武装集団が、ロルム県（北部地方）ティタオ市の一地区に侵入して、国家水道衛生局（National Office for Water and Sanitation）の水処理施設への送水に使用される機械類を破壊したことで、ティタオ市に深刻な水不足を生じさせた。また襲撃者らは、報告によれば IED の製造に利用するために、バッテリーと始動装置も強奪した。

政府からの委託によって作成された報告書によれば、金鉱採掘現場に対する過激派の攻撃によって、過激派は資金源としての金だけでなく、IED 製造のための爆薬も入手できるようになった。この報告書により、武装過激派集団は 2016 年以降、採鉱現場への攻撃によって 700 億 CFA フラン（1 億 2,600 万ドル）を獲得していることが明らかになった。

また過激派集団は、主に北部及びサヘル地方で女性に頭を覆い隠すよう強要し、男性には宗教衣装を着用するよう強要し、子どもにはコーラン学校以外の学校に行かせないようにし、民間人には殴打や死の危険を冒しての飲酒、喫煙及びバーの頻繁な利用を禁じていた。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 報道を含む表現の自由

憲法及び法律では、報道を含む表現の自由を規定しているが、政府は必ずしもこの権

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

利を尊重しているわけではなかった。2019年に国民議会は、「何が何でも」国家の治安を維持するとともに軍の士気喪失を防ぐために、ジャーナリストが治安関連のニュースを報じることを一切禁止する刑法の改正を決議した。軍のメンバーの「士気をくじく」試みは、以前は犯罪とされていた。

2015年の法律により、報道機関に関わる違反が刑事罰の対象から外されて、それに対する処罰が懲役刑から相当額の罰金刑に変更された。一部の編集者からは、そのような罰金を支払う余裕のある新聞社や報道機関はほとんどないとの不満が聞かれた。こうした法改正にもかかわらず、ジャーナリストらは時として、名誉毀損を理由にした刑事訴追や、その他の形態の嫌がらせや脅しに直面していた。

言論の自由：2019年の刑法の改正により、国防軍の位置や動静あるいは国益や戦略的性質を伴う場所を伝えること、及び許可なくテロ犯罪現場を公表することは、刑事罰の対象とされている。この法改正によって、電子通信を利用して侮辱を公表した場合の、他者を公然と侮辱した罪に対する刑罰が大幅に重くなっている。以前は法律により、人々が国家元首を侮辱することや、国家元首官邸に関して軽蔑的な言葉を使うことが禁じられていた。国内外のジャーナリスト協会は、言論の自由を抑圧しようという容認できない試みであるとして、改正条項の却下を求めている。

(2020年)7月29日にCSCは、同年11月22日の大統領及び議会選挙を前にした選挙前活動期間となる、同年8月3日から10月30日までの間の政治活動に関するメディア報道を禁止する判決を下した。単独の政党や立候補者、あるいは複数の政党や無所属候補のグループを支持する、あらゆる活動のメディア報道が禁止された。この判決は、メディア専門家、市民社会団体及び政治指導者らから批判を浴びた。大統領及び政府のメンバーは公式の政府活動が続けることができ、メディアで取り上げてもらうことができるため、判決に批判的な人々は、大統領の多数派連合を支持しているとしてCSCを非難した。批判者らは、大統領直轄プログラムである国家経済・社会発展プログラム(National Economic and Social Development Program)の状況視察を口実に、大臣らは国の物流資源や財源を使って各地を旅行していると強調した。(2020年)8月25日の新選挙法の採択を受けて、選挙前活動期間は同年10月1日から同月30日までに変更された。

オンライン・メディアを含む報道及びメディアの自由：ある程度の制約はあるものの、独立系メディアが活発に活動していて、実に様々な見解を表明していた。外国のラジオ局は、政府に干渉されることなく放送を行っていた。

メディアは全て、情報通信に関する政府政策の策定及び実施に対して責任を負う、通信省(Ministry of Communications)の行政及び技術監督下に置かれている。CSCは、職

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

業倫理基準及び政府政策への準拠を強制するために、地元のラジオ及びテレビ番組、新聞並びにインターネット・ウェブサイトの内容を監視していた。CSC は、ジャーナリストを呼び出して、次の違反に対する警告を出す場合がある。聴聞は、名誉毀損疑惑に関係している場合もあれば、平和の攪乱、暴力の扇動あるいは国家安全保障違反の疑惑に関係している場合もある。

暴力と嫌がらせ：(2020 年) 1 月 7 日に、正体不明の集団が、ワガドゥグーにある本人の自宅の前で、ジャーナリストのラッジ・バーマ (Ladji Bama) の車に火を放った。同年 11 月 22 日の選挙に先立つ 11 月 10 日には、選挙の腐敗について議論するパネル・ディスカッションに参加するために訪れていたドリ (Dori) (サヘル地方) からの帰路で、バーマとその他 2 人が乗っていた車に 1 発の銃弾が命中して、バーマはまたしても正体不明の人物による別の攻撃の被害者となった。汚職に関する報道で複数の受賞歴があったバーマは、石炭残留物を装った金及び銀のカナダへの不正輸出未遂事件に関する、2018 年の「粉炭」スキャンダル暴いたジャーナリストの 1 人であった。

検閲又は内容の規制：治安関連の情報の公表及び国家元首に対する侮辱の禁止に加えて、法律では、死者への敬意の欠如を表す衝撃的な画像や素材の公開も禁じている。ジャーナリストたちは、露骨な政府批判を公表すると逮捕や自紙の廃刊という事態を招く可能性があることを恐れて、自己検閲を実施していた。

中傷・名誉毀損法：(2020 年) 7 月 24 日に、ソーシャル・メディア・ネットワーク上の 5 人の活動家に対して、法廷侮辱、公然侮辱、治安判事への憎悪扇動及び暴力の罪で、懲役 12～36 か月の刑が言い渡された。この判決は、新型コロナウイルス感染症に伴う政府の外出禁止令の違反者に対して行われたとされる、政府治安部隊による拷問行為に関して主任検察官が当該治安部隊に警告したことについて、これらの活動家がフェイスブック (Facebook) への投稿で、その主任検察官を侮辱しているとして告訴されたことを受けて下された。

インターネットの自由

法律では裁判官に、「公共の代表者」(検察官) からの要請に応じて、大衆に向けて「虚偽情報」を流布するために利用されている、インターネット・ウェブサイトや電子メール・アドレスを遮断することを許可している。政府は、インターネットへのアクセスの制限や遮断は行っていないが、CSC 及び主任検察官が、規制への準拠を強制するために、インターネット・ウェブサイトやディスカッション・フォーラムを監視していた。

学問の自由及び文化的イベント

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

学問の自由や文化的イベントに対する政府の制約はなかった。過激派集団は、音楽を聴いたら殴打や殺害の標的になると言って民間人を脅していた。

b. 平和的集会及び結社の自由

法律では、平和的集会及び結社の自由を規定しているが、政府は時としてこれらの権利を制限することがあった。

平和的集会の自由

2020 年を通して、政府が、デモや集会を計画しようとしている NGO や市民社会団体からの許可申請を拒否することが何度もあった。政府は、(2020 年) 3 月に予定されていた市民社会団体と労働組合の連合による集会を、新型コロナウイルス感染症に伴う制限を発動して中止させた。同年 5 月 30 日にはボボ・ディウラッソで、警察が催涙ガスを使用して、新型コロナウイルス感染症関連の外出禁止令の解除を主張していた、ナイトクラブ労働者の抗議デモ行進を追い散らした。同年 8 月 8 日には、警察が、ブレイズ・コンパオレ (Blaise Compaore) 前大統領の復権を求めるワガドゥグーでの緊急集会を解散させた。

政党や労働組合は、政府の許可なしで会合や集会を開くことができるが、交通に影響を及ぼしたり公的秩序を脅かしたりする可能性のある公共のデモについては、事前に通告をして承認を得ることが義務付けられている。デモや集会によって暴力、傷害又は重大な物的損害が発生した場合には、その主催組織に対する刑罰として、6 か月から 5 年の懲役刑と相当額の罰金刑が定められている。これらの刑罰は、無認可の集会やデモを計画したかどでの有罪判決に対しては倍増される場合がある。デモ隊は、行進のルート案やスケジュール案を拒否されたり変更を強要されたりした場合には、裁判に訴えることができる。

c. 信教の自由

米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」(<https://www.state.gov/religiousfreedomreport/>) を参照のこと。

d. 移動の自由

憲法では、国内移動、海外渡航、海外移住及び本国帰還の自由を規定しており、政府はおおむねこれらの権利を尊重していた。

国内移動：政府は、国民に対して国民身分証明書の携行を義務付けており、当局にいつ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

でも身分証明書の提示を求めることのできる権限を与えていた。国民身分証明書がないと、国民は国内の特定の地域間の往来をすることができず、また逮捕や罰金刑の対象となった。

武装過激派集団は、主要幹線道路に IED を仕掛けたり、車両を乗っ取ったり、検問所を設置したりして、国内全域にわたって何千人もの農村住民の移動を制限していた。過激派と思われる正体不明の武装集団による何十回にも及ぶ攻撃を受けて、地方当局は、東部及び北部地方における午後 7 時から午前 5 時までのオートバイの通行を禁止した。

e. 国内避難民 (IDP) の状態と扱い

北部及び東部地方全域で頻発する武力攻撃や民族間衝突によって、国内避難民 (IDP) の数が急増し、2019 年 12 月には登録者数がおおよそ 56 万人だったのが、(2020 年) 12 月の時点ではほぼ 110 万人にまで達していた (第 1 節 g 項を参照)。ザ・ニュー・ヒューマニタリアンによれば、2020 年には、緊急食糧援助を必要としている人々の数がそれまでの 3 倍の 320 万人超にまで増加し、おおよそ 1 万 1,000 人の人々が「壊滅的な」レベルの飢えに苦しんでいるとのことであった。(2020 年) 7 月から 8 月にかけて、NGO のダビキャス (Davycas) が WFP と UNICEF の支援を受けて、IDP の数が多い国内の 11 のコミュニティで保健省に代わって栄養調査を実施した。この調査により、53 万 5,500 人を超える 5 歳未満児が世界規模の急性栄養不良に苦しんでいて、その中の 15 万 6,500 人は重度の栄養不良に苦しんでいることが示された。

(2020 年) 8 月 20 日に、政府は紛争地域に対する人道危機対応計画を改訂した。2,330 億 CFA フラン (4 億 2,400 万ドル) をかけた新計画は、介入が必要と特定された地域の 290 万人の人々を救うことを目的としている。政府は国内外の支援組織と協力して、影響を受けた民間人に対する食料、給水及び保健サービスと虐待からの保護の向上に取り組んでいた。政府は、受入れ家族に有限支援を提供することにより、IDP の現地統合を促進していた。

政府及び NGO による介入にもかかわらず、宿泊場所、飲料水及び食料へのアクセスが、依然として IDP が直面する重大な問題として残っていた。メディア報道によれば、中北部地方では、テント不足のために雨季には一部の IDP がかつての豚小屋を避難所として利用しているとのことであった。それらの人々は、雨季の前には野宿をしていたという。あるインタビューの中で、ファダ・ヌグルマ・コミュニティ (東部地方) の市長が、女性は時として、現地の給水所で 1 日中列に並んで無駄に待つことがあると打ち明けた。(2020 年) 8 月 27 日には、北西部 (Nord-Ouest) 地方の IDP が、食料の配給が不足していることと、一部の IDP が政府援助の対象から除外されていることを非難するためのデモを行った。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

IDP は、攻撃や人権侵害の被害を極めて受けやすかった。(2020 年) 10 月 4 日には、中北部地方で正体不明の武装集団が IDP の車列に待ち伏せ攻撃を仕掛け、25 人の男性を殺害してのちに女性と子どもを解放した。被害に遭った IDP は、より治安の良い環境を探し求めて訪れていたピッシラ (Pissila) の町から自宅に戻るところだった。生存者たちには、国連難民高等弁務官事務所 (Office of the UN High Commissioner for Refugees : UNHCR) の地域パートナーから精神的支援が施された。

複数の NGO の報告によれば、IDP の少女たちは虐待を受けるリスクが特に高いということであった。サヘル地方の少女たちに関する (2020 年) 6 月の報告書の中で、NGO のプラン・インターナショナル (Plan International) は、紛争地域では早期結婚、強制労働及び身体的暴力が増加していると指摘した。同様に、オックスファム (Oxfam) の (2020 年) 5 月の報告書では、女性と少女は活動領域や給水所で日常的に強姦、セクシャル・ハラスメント及び暴行にさらされており、また極度の貧困に直面している多くの人々は、武装集団からの勧誘にも遭いやすいことが伝えられた。

またオックスファムは、IDP の登録における腐敗行為と、援助資源の不正流用についても説明した。新型コロナウイルス感染症パンデミックにより、IDP の不安定な状況がさらに悪化しており、WFP からは、パンデミックに関連して家計費が大幅に増加しているとの報告があった。

f. 難民の保護

移民、難民及び無国籍者の虐待：政府は UNHCR やその他の人道支援組織と協力して、難民はもとより帰還難民、亡命希望者、無国籍者及びその他の懸念される人々にも保護と支援を提供していた。UNHCR の記録によれば、(2020 年) 10 月 31 日の時点での難民の数は 2 万人を超えており、その大多数はマリからの難民だった。

頻発するテロ攻撃により、難民及び IDP に救命物資や支援を提供するための人道支援スタッフのアクセスが妨げられていた。

2020 年中に、ほぼ 8 年間にわたって比較的平穏な状態が続いていたメンタオ (Mentao) とグーデブー (Goudebou) のマリ人難民キャンプが、実質的にしばらく閉鎖されることとなった。グーデブーのキャンプは、(2020 年) 3 月 2 日の正体不明の武装した男たちによる攻撃のあとに無人になり、一方でメンタオの難民らは、重傷者を出すこととなった同年 5 月 2 日の政府治安部隊による手荒な搜索作戦の遂行後にキャンプを離れた。

UNHCR によって中継された難民の談話によれば、(2020 年) 3 月 2 日の攻撃が発生したのは、銃を所持した正体不明の男たちがグーデブー・キャンプに入ってきて、ある

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

特定の難民を差し出すように要求したが、その者がいなかったときだったという。襲撃者らはその難民の家族を殴り、憲兵の詰所に火を放ち、そしてキャンプの全難民に対して、(2020 年) 3 月 7 日までにキャンプを離れなければ死ぬことになるという最後通告を出した。(2020 年) 12 月の時点で、学校、医療センター及び水道インフラを含めて、キャンプはまだ空っぽの状態であった。

メンタオ・キャンプは、(2020 年) 5 月 2 日に政府治安部隊が、その日に憲兵隊を襲撃して 1 人を殺害した犯人を探してキャンプ内に入ってきたあとに、実質的に閉鎖された。襲撃者らはキャンプ内を通過しており、まだそこにいる可能性があると主張して、政府治安部隊は各避難所を徹底的に搜索した。関係筋によれば、治安部隊は男性と女性とを分けて、男性の多くを激しく殴ったという。少なくとも 32 人の難民が負傷して、一部は重傷を負った。政府が UNHCR に語ったところでは、難民の退去を強要する最後通告はしていないとのことだったが、難民たちはジーボの町に逃げ出した。(2020 年) 5 月 5 日の公式発表の中で、政府はこの出来事について調査することを約束し、難民たちが移住できる新たな場所を見つけるための支援を申し出た。同年 7 月 14 日に政府は、メンタオ・キャンプを、再開されたグードゥーボ (Goudoubo) のキャンプ地に移転させることを発表した。政府の話によれば、そちらの方がスペースが広くてセキュリティー対策も整っているとのことであった。

(2020 年) 4 月上旬に、南西部 (Sud-Ouest) 地方のディエブグ (Diebouyou) の近くのココロオ (Kokologo) 及びサブ (Sabou) の町へと逃げ出すことになった。それらの人々は、新型コロナウイルス感染症パンデミックのために国境が封鎖されている中でも本国に帰還できるよう、自国政府の領事館に支援を求めた。

庇護へのアクセス：法律では、亡命資格や難民認定の付与を規定しており、政府は難民を保護するための制度を確立している。女性・国家団結・家族・人道問題省 (Ministry of Women, National Solidarity, Family, and Humanitarian Affairs) が、国家難民委員会 (National Committee for Refugees) の支援の下で、国内外の取組を調整するための中心となっている。

移動の自由：UNHCR によれば、警察が再三にわたり、サヘル地方からワガドゥグーに向かうフラニ族の難民を恣意的に逮捕しており、時には一晩中拘禁してから釈放することもあるとのことであった。

基本的サービスへのアクセス：UNHCR によれば、銀行、学校、病院といった公的機関が、時として差別的に難民へのサービスを断ることがあるとのことであった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

恒久的解決策：(2020 年) 3 月 2 日のグーデブー・キャンプでの事件を受けて、多くの難民は、状況があまりに不安定であると判断し、5,000 人超が本国帰還支援を求めて UNHCR に登録した。そのほとんどがマリに帰国したが、新型コロナウイルス感染症に関連する同年 3 月中旬の国境封鎖のために帰国できなくなった者もいた。

一時的保護：政府は、難民認定を受けられない人々に一時的保護を提供することに合意していたが、2020 年中にはそのような申請者はいなかった。

g. 無国籍者

UNHCR によれば、主に証拠書類を所持していないことが原因で、70 万人を超える常居者が法律上若しくは事実上の無国籍となっているとのことであった。法務・人権・市民推進省 (Ministry of Justice, Human Rights, and Civic Promotion) は UNHCR と協力して、市民権を取得する資格のある住民に出生証明書や国民身分証明書類を交付するために、僻村に移動裁判所を配備していた。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では、平等な普通選挙権に基づき、無記名投票で行われる自由かつ公正な定期的選挙を通じて、自分たちの政府を選択する国民の権利を規定している。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：(2020 年) 11 月 22 日の国政選挙で、ロック・マルク・クリスチャン・カボレ大統領が、57.74%の得票率で再選を果たして 2 期目の 5 年任期を勝ち取った。同大統領が率いる人民進歩運動は、国民議会の 127 議席のうちの 56 議席を獲得して、小規模政党との連立与党における第一党の座にとどまった。2014 年の民衆蜂起で失脚させられた、長年にわたり政権を担ったブレイズ・コンパオレ前大統領の党である民主進歩会議 (Congress for Democracy and Progress) は、20 議席を獲得して野党第一党となった。一部の主要野党候補は、不正行為や詐欺行為があったと主張したが、結果を認めて「政治対話の精神」を強く主張した。国内外の監視団は、これらの選挙を平和的で「満足のいくもの」とみなしつつも、投票日当日の物流上の問題と、政情不安のために多くの国民が投票所に行けなかったことを指摘した。政府はそれ以前に、投票は治安が保証され得る地域でのみ行われることになることを宣言していた。

(2020 年) 11 月の大統領及び議会選挙に先立つ同年 8 月 29 日に、国民議会は選挙法を改正するための法案を採択した。この新選挙法では、不可抗力や異例の事態であるこ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

とが憲法制定評議会（Constitutional Council）によって正式に認められ、そのために領土の一部において選挙の準備が不可能となった場合には、選挙は選挙日に開場された投票所における結果に基づいて有効とされるものとする規定している。この改正法は、連立与党はもとより国会内野党の主要部からも支持を得て承認されたにもかかわらず、国内の危険な地域に住んでいる大勢の有権者の除外を認めるものであることから、政治階級の一部や市民社会団体から批判されていた。

政党及び政治参加：政党はおおむね自由に活動していた。（2020 年）9 月 3 日のプレスリリースで、地域行政、地方分権及び社会的結束を担当する大臣は、選挙規約の適用において、同年 11 月 22 日の大統領及び議会選挙への参加が認可されている政党のリストを公表した。公式発表によれば、143 の政党と 3 つの政治団体が法的に認定されており、大臣はその他の政党に対して、もし選挙への参加を希望するのであれば、同年 9 月 11 日までに規制条項に準拠するよう急ぎ立てた。

国家移行評議会（National Transitional Council）によって承認された 2015 年の選挙規約により、元政治的多数派の特定メンバーの除外が規定された。同規約には、「民衆蜂起につながった憲法改正を支持した」者には、今後の選挙に立候補する資格が与えられないことが明記された。2018 年に国民議会は、全ての政治家候補に選挙への立候補を認める新たな選挙法を可決させて、国民身分証明書又はパスポートを所持しているブルキナ離散集団のメンバーに投票への門戸を開いた。この法律に基づき、かつては除外されていた少なくとも 2 人の候補者が、（2020 年）11 月の選挙における大統領候補として出願し、選挙管理委員会から承認された。

女性及びマイノリティー集団構成員の参加：女性やマイノリティー集団構成員の政治的プロセスへの参加を制限する法律はなく、それらの人々は実際に参加していた。しかし各政党や政府当局者らの話によれば、文化的や伝統的な要因のために、女性の政治への参加率は低いということであった。ジェンダー・クオータ法では、各政党に対して、議会及び地方議会選挙では、候補者名簿の少なくとも 30%を女性が占めるように候補者を指名することを義務付けているが、（2020 年）11 月 22 日の選挙でも、また 2016 年及び 2017 年 5 月の地方議会補欠選挙でも、この要件を満たしていた政党は皆無であった。

（2020 年）3 月に、「ゼブラ・リスト」を規定した新たな法律により、30%のクオータの達成を促進するために、候補者名簿には男性と女性の名前を交互に記載することが義務付けられた。この法律では、クオータを尊重する政党に対する有益なインセンティブは規定しているが、同法に従わない政党に対する罰則については規定していない。（2020 年）9 月に、地域行政省（Ministry of Territorial Administration）は、国連開発計画（UN Development Program）からの資金援助を受けて、同年 11 月の選挙への女性の参加を促進するために、5 つの地方でジェンダー・クオータ法に対する国民意識向上キャンペーン

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ン・ツアーを企画した。

ブルキナ復興運動（Burkina Rebirth Movement）のモニーク・イエリ・カム（Monique Yeli Kam）は、（2020 年）11 月 22 日の大統領選挙への出馬資格を認定された 14 人の中で唯一の女性候補であった。2020 年の議会選挙と新政権の樹立を受けて、選挙後には女性が国民議会の 127 議席中の 19 議席を占めることとなった（前国民議会における女性議員の数は 14 人だった）。1 万 8,602 人の市議会議員のうち、2,359 人は女性であった。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では、公務員による汚職に対しては刑事罰を規定しているが、政府は実質的にこの法律を執行していなかった。2020 年全体を通して、報道機関は不正流用や詐欺行為、あるいはその他の違法行為の事案を報じていた。NGO の全国汚職防止ネットワーク（National Network for Anti-Corruption）は、税関、警察及び陸海運総局（General Directorate of Land and Maritime Transport）を、政府内で最も腐敗した組織として挙げた。

汚職: 当局は、公金を使って個人的な富を築いたとして、ジャン・クロード・ブーダ（Jean-Claude Bouda）元国防大臣の捜査を開始した。元国防大臣は（2020 年）5 月 26 日に逮捕され、同年 10 月 22 日に仮釈放された。

（2020 年）6 月 14 日に、ワガドゥグーのアルマンド・ベウインデ（Armand Beouinde）市長が関与する広範な訴訟手続の一環として、ナルシス・サワドゴ（Narcisse Sawadogo）判事が汚職容疑で逮捕された。起訴状によれば、同治安判事は、ベウインデの処罰回避に手を貸す代わりに金銭的見返りを要求したという。ベウインデは、税金を使い、自分とその家族が所有権を持つ会社を通じて、総額 46 億 CFA フラン（790 万ドル）相当に上る車複数台を購入したとして起訴された。サワドゴは、詐欺未遂罪は成立しないという裁判所の判決を受けて、同年 12 月 28 日に釈放された。

資産公開: 法律では、大統領、議員、大臣、大使、軍指導部のメンバー、裁判官、及び政府資金の管理を担当する全ての人を含む政府当局者に対して、自己資産及び在任中に受け取ったあらゆる贈答品や寄付金を公開することを義務付けている。（2020 年）8 月 4 日に、国家汚職監視撲滅上級機関（Higher Authority of State Monitoring and the Fight against Corruption）は、利益及び相続財産の申告用の電子プラットフォームを立ち上げた。世界銀行（World Bank）の資金提供によるこのイニシアティブは、資産の申告用として、政府当局者はもとより特定機関のメンバーにも利用できるようにされた。憲法制

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

定評議会が、その監視と該当する法律への準拠の検証を命じられており、準拠不履行が疑われる場合には調査を命じることができる。しかし、公開された情報は一般市民には公表されておらず、また準拠不履行に対して刑事的又は行政的制裁が科せられたという報告はなかった。2020 年の大統領及び議会選挙の前夜に、この法律に準拠していなかった 2015 年選出の国民議会議員らには、何の制裁も科されなかった。

2016 年に、国家汚職管理撲滅上級機関（Higher Authority for State Control and the Fight against Corruption）は資産申告要件を拡張して、政府当局者の配偶者と未成年の子どもも対象に含めた。違反した者には、最大 20 年の懲役刑と相当額の罰金刑が科せられる。また法律では、合法的所得と関連して規制で定められた 5%の閾値を超える生活関連支出の増加について、合理的な説明ができない者も処罰の対象としている。有罪判決を受けた違反者は、2～5 年の懲役刑と相当額の罰金刑を科せられる危険にさらされる。2016 年の法律では、政府当局者が受け取ることのできる贈答品の金額を、3 万 5,000 CFA フラン（60 ドル）までに制限している。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の様々な人権団体が、政府から制約を受けることなく活動しており、人権に関わる事案について調査を行って、それに関する自らの所見を公表していた。政府当局者は協力的で、人権団体の見解に幾分迅速に対応していた。（2020 年）7 月には、国防大臣が政府の代わりに人権団体の申立てに対応し、数々の申立てについて調査を行うことを約束したが、同年末の時点ではそうした調査に関する重大な更新情報はなかった。

国連又はその他の国際機関：2020 年中に、政府は国連人権高等弁務官（UN High Commissioner for Human Rights）によるワガドゥグーでの事務所設置を承認したが、同年末の時点で当該事務所はまだ稼働していなかった。

政府の人権機関：2019 年に、カボレ大統領は人権・市民推進省（Ministry of Human Rights and Civic Promotion）を創設して、人権問題の監督を行っていた司法省から責任を切り離した。2020 年中に、人権・市民推進省は、武力紛争関連法に関する治安部隊向けの研修会を何度か開催し、過激派やジェンダーに基づく暴力の被害者に対して支援を提供し、また名誉侵害反対及び社会的結束キャンペーンを計画した。また政府は、被拘禁者が適切に扱われ、速やかに軍法判事の前に出頭させられていることを検証するために、複数の憲兵を、軍事作戦中に配備された部隊に随行する憲兵司令官に任命した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

オンブズマン事務局は、政府機関や公共サービス業務を委託されたその他の機関に関する、国民からの苦情に対処している。大統領が更新なしの 5 年任期で任命し、任期中は解任されることのないオンブズマンは、おおむね効果的かつ公平であるとみなされていた。

政府の出資による国家人権委員会（National Commission on Human Rights）は、人権問題に関する対話のための恒久的枠組みを提供している。そのメンバーには、人権 NGO、労働組合、職能団体及び政府の代表者 15 人が含まれている。資金が不十分ではあるが、同委員会は、コミュニティ間の暴力に関する十分に裏付けられた報告書を作成して（2020 年）6 月に公表しており、また IDP の人々のニーズへの対応について政府に提言を行っていた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦やドメスティック・バイオレンスをはじめとする、ジェンダーに基づく暴力が横行していた。刑法によれば、強姦は、成人又は 13 歳以上の未成年者に対して行った場合には、11～20 年の懲役刑と相当額の罰金刑に処せられる。被害者が 13 歳未満の場合には、刑罰は 11～30 年の懲役とさらに高額な罰金となる。社会的タブーや、司法制度の過剰負担のために長引く訴訟手続などが原因で、強姦の報告件数は実際の数よりも大幅に少ないものとなっていた。しかしメディアは、蔓延する強姦事件とその後の相次ぐ有罪判決について報じていた。

（2020 年）5 月にオックスファムから、紛争と新型コロナウイルス感染症パンデミックによる状況のさらなる悪化により、国内の 100 万人を超える女性と少女が、性的暴力の増加はもとより飢えと水不足にも直面しているとの報告があった（第 1 節 g 項及び第 2 節 e 項を参照）。

（2020 年）8 月 12 日には、14 歳の娘を強姦して妊娠させたとして 1 人の男が逮捕され、その後娘は近親相姦行為で家族から勘当された。娘は、ワガドゥグーにある困窮する少女向けの避難所に移送された。

女性・国家団結・家族・人道問題省は、（2020 年）7 月 8 日の公式発表の中で、ブル・デュ・ムウン地方で 3 歳、5 歳及び 8 歳の 3 人の少女が強姦され、3 歳の被害者が死亡したことを示唆した。またその公式発表において、17 歳の IDP が、ボーイフレンドにマチェーテで大けがを負わされたことも明らかにされた。これらの攻撃については

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

捜査が進められていた。

報告によれば、(2020 年) 3 月 30 日に、16 歳の少女がダンギン・ダスーリ (Tanghin-Dassouri) 郡の病院のベッドで、被害者として同じ部屋に収容されていた男性患者の息子に強姦されたという。

ドメスティック・バイオレンスの被害者は、羞恥心、恐怖心、あるいは自分の配偶者を告訴することへのためらいのために、訴訟を起こすことはめったになかった。提訴されたわずかな事例については、司法省は訴追、有罪判決又は刑罰に関して何の統計データも提示することができなかった。政府が運営するジェンダーに基づく暴力の被害者用の避難所は、国籍にかかわらず女性と少女を受け入れていた。ワガドゥグーでは、女性・国家団結・家族・人道問題省は、4 か所の施設でドメスティック・バイオレンスの被害者を支援していた。同省は時として、虐待を受けた女性にカウンセリングと住居を提供することがあった。

同省には、各自の権利について女性を教育するための法務部門があり、いくつかの NGO が協力して、女性の権利の保護に取り組んでいた。ジェンダー差別に対する意識を向上させてジェンダー間の不平等を低減させるために、同省は主に北部、サヘル、東部及び中西部地方で、数多くのワークショップといくつかの意識向上キャンペーンを開催していた。

法律では、「結婚を強要するための誘拐や同意なしでの和合」での有罪判決に対しては、6 か月から 5 年の懲役刑が科せられるとしている。性的虐待や拷問での有罪判決、あるいは性的奴隷での有罪判決に対しては、2 年から 5 年の懲役刑が科せられる。またこれらの罪に対しては、相当額の罰金刑も科せられる場合がある。

法律では警察に対して、ドメスティック・バイオレンスの被害者とその未成年の子どもを保護するよう義務付けており、また高等裁判所 (High Court) 内に、女性や少女への暴力事件に対する独占的裁判権を持つ裁判官室を設置するよう命じている。法律では、全ての警察及び憲兵部隊に対して、ジェンダーに基づく暴力を受けたりそうした暴力に脅かされたりしている女性を支援するとともに、緊急事態に対処するための担当官を任命するよう義務付けているが、2020 年末までにまだそれに従っていない部隊がいくつかあった。また法律では、各コミュニティーにジェンダーに基づく暴力の被害者のためのケア及び保護センターを設立することと、それらの被害者のケアのための政府支援基金を創設することも命じている。それらのセンターでは、緊急時に被害者を受け入れ、それらの人々の安全を確保し、支援サービス (医療支援及び心理社会的支援を含む) を提供し、また可能な場合には被害者を裁判所に差し向ける。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：FGM/C の慣行は法律で禁止されており、有罪判決を受けた者には相当額の罰金刑とともに 1 年から 10 年の懲役刑が科せられる。切除のあとに FGM/C の被害者が死亡した場合には、刑期は 11 年から 20 年までに延長され、罰金もさらに高額になる。また共犯者にも刑罰が科せられる。包括的な統計データは入手できなかったが、2019 年 12 月の時点で、女性・国家団結・家族・人道問題省には、南西部地方で発生した 185 件の FGM/C 事案が登録されていた。何件かの逮捕の報告があった。

メディアが何件かの FGM/C 事案を報じていた。例えば、(2020 年) 1 月に、フーンデ (Hounde) のチオンボニ (Tiomboni) 村で、1 歳から 5 歳までの少女 9 人が性器を切除されたが、加害者逮捕の報告はなかった。

政府は引き続き、当該慣行に関する匿名での報告を受けるためのフリーダイヤルを、政府資金で運営していた。また政府は引き続き、女性器切除慣行撲滅国民評議会常設事務局 (Permanent Secretariat of the National Council for the Fight against the Practice of Excision) に資金を提供しており、同事務局の報告によれば、(2020 年) 8 月の時点で、3,090 の村落が女性器切除の慣行をやめることに同意していたという。同評議会は、研修を通じて、女性器切除との闘いにおける各婦人会の地域コーディネーターのスキルを強化していた。政府もまた、2,500 人の医療従事者に対して、FGM/C 関連の医学的合併症のケアにおける各々のスキルを強化するための研修を実施していた。(2020 年) 7 月 14 日に、カボレ大統領は、FGM/C との闘いに携わっている国内 13 地方の若者たちの代表者と対談した。

その他の有害な伝統的慣行：中東部 (Centre-Est) 地方では、主に農村部において、自称伝統医が、参加者が他者を「魔女」であると非難して、自分たちの不幸に対する責任を負わせるという儀式を執り行っていた。責めを負わされた者（多くは高齢女性で、まれに男性の場合もある）は、時として縛り付けられたり、屈辱を与えられたり、殴られたり、残忍な仕打ちをされたり、村から追放されたり、あるいは殺されたりしていた。寡婦は男性親族から魔術使いであると非難されることが極端に多く、そしてそれらの男性親族は寡婦の土地やその他の相続財産を要求した。執行されることはほとんどなかったが、法律では、魔術使いであると非難して女性や少女に身体的や精神的な虐待を加えた罪に対しては、1 年から 5 年の懲役刑か相当額の罰金刑、又はその両方が科せられると規定している。

セクシャル・ハラスメント：法律では、セクシャル・ハラスメントの罪に対して、3 か月から 1 年の懲役刑と相当額の罰金刑を規定しており、加害者が親族又は権威ある立場の者である場合、あるいは被害者が「立場の弱い者」である場合に最高刑が適用される。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

しかし政府は、この法律の執行に消極的であった。社会的タブーのために、被害者がセクシャル・ハラスメントを報告することはめったになかった。

人口抑制の強要：政府当局側における強制妊娠中絶や不本意な不妊手術の報告はなかった。

差別：法律では全般的に、家族、労働、財産及び相続法に基づくものも含めて、女性に対しても男性と同じ法的地位及び権利を規定しているが、差別は頻繁に行われていた。労働法では、労働者は男性も女性も一様に、同一の労働条件、技能及び業績に対して、全員が同一の賃金を受け取るべきであると規定している。それにもかかわらず、一般的に女性は男性に比べ、同一労働に対して低い賃金しか支給されず、教育水準が低く、また保有財産も少なかった。特定の労働条件下、及び男性と同じ職業や業界において、女性の雇用に対する法的制約があった。

法律では、男女に対して同等の財産権及び相続権を規定しているが、土地保有慣行では、個人の所有権よりも家族の土地及び共有地の要件が重視されていた。そのために、当局が女性に対して、特に不動産をはじめとする財産の所有権の行使を認めないことがしばしばあった。特に農村部を中心に多くの市民が、女性には相続権を認めず、女性のことを、その夫が死亡すると相続され得る財産とみなす伝統的信念に固執していた。

政府は、女性に対する態度を改めさせるためのメディア・キャンペーンを行っていた。政府は、女性の権利を促進するための、数々のコミュニティ・アウトリーチ活動や意識向上キャンペーンを後援していた。

子ども

出生登録：市民権は、ブルキナファソの領土内で生まれることによってか、若しくは親を通じてもたらされる。特に農村部をはじめとして、一般的に親は子どもが生まれてもすぐには出生を届け出しておらず、出生登録がなされていないことが原因で、時として学校へのアクセスを含め公共サービスの利用を拒否されることがあった。この問題に取り組むために、政府は定期的に登録会を開催して、後追いという形で出生証明書を発行していた。

教育：法律では、16歳までの子どもの義務教育を規定している。それにもかかわらず、多くの子どもたちが学校に通っていなかった。学校を狙った標的攻撃と政情不安のために、何千もの学校が閉鎖を余儀なくされていた（第1節g項を参照）。また親はしばしば、子どもの授業料の支払に加えて、子どもに制服や学用品も買い与えなければならなかった。子どもたちの入学に影響を及ぼしているその他の要因としては、最寄りの学校

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

までの距離、交通手段の欠如、教員や教材の不足、学校給食プログラムの欠如などがあった。貧困、男子を教育することへの文化的嗜好、少女たちの早期結婚、及び少女に対するセクシャル・ハラスメントのために、あらゆるレベルにおいて女子の方が男子よりも入学者数が少なかった。

多くの子どもたちがコーラン学校に通っていた。教育者らは、親によってコーラン学校に通わされた子どもたちの一部に、物乞いをするよう強要していた（第7節c項を参照）。

児童虐待：刑法では、子どもに対する非人道的処遇や虐待で有罪判決を受けた者に対しては、相当額の罰金刑を伴う1年から3年の懲役刑を規定している。2019年に政府は、2023年までに児童に対する効果的な保護を確立することを目指して、強力な制度的、コミュニティー及び家庭環境を創り出すための、国家的児童保護戦略（National Child Protection Strategy）を立ち上げた。

児童婚、早期結婚、強制結婚：法律では、強制結婚を禁止していて、違反者には6か月から2年までの懲役刑を、また被害者が13歳未満の場合には3年の懲役刑を規定している。

家族法規によれば、「結婚の約束は、重大な理由により民事裁判所から年齢制限適用除外を認められない限り、21歳以上の男性と18歳以上の女性の間においてのみ交わされることができる」とされている。それにもかかわらず、UNICEFのデータでは、女性の10%は15歳になる前に、また52%は18歳になる前に結婚していることが示唆されていた。早期結婚は国内全域にわたって行われていたが、NGOのプラン・インターナショナルの報告によれば、早期結婚の割合が最も高いのは、南西部地方の83%、中北部地方の83%、中東部地方の72%などであったという。（2020年）8月に、主に政府高官の夫人らで構成されていて大統領夫人が代表を務める団体のロビー及び擁護活動団体（Lobbying and Advocacy Action Group：GALOP）が、児童婚の慣行を阻止するための講習会を立ち上げ、それがワガドゥグーのメディアによって伝達された。GALOPは、早期結婚の影響に関する認識を向上させるための新聞記事を作成して拡散するために、ジャーナリスト及びコミュニケーターのネットワークを構築した。2020年中に政府は、当該慣行をやめさせるための教育を目的とした、特定のコミュニオンを対象にした巡回キャンペーンを実施した。

しかし、複数のメディア報道によれば、少女を誘拐し強姦して妊娠させ、そのあとで被害少女の家族にその少女と加害者との結婚に同意するよう迫るという伝統的慣行は、根強く存続しているとのことであった。NGOの報告によれば、特に少女を中心に未成年者は、学校や市場に行く途中で誘拐されて、強制的に早期結婚させられているという

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ことであった。

子どもの性的搾取：法律では、「児童売春」又は児童ポルノの罪に対する刑罰として、5年から10年の懲役刑か相当額の罰金刑、又はその両方を規定している。合意に基づく性交渉の法定最低年齢は15歳である。法律では、児童売春、児童の商業的な性的搾取及び児童ポルノを刑事罰の対象としている。貧困家庭の子どもたちは、特に性的目的での人身売買の被害に遭いやすかった。2020年中に、この法律への違反で有罪判決が下されたという政府からの報告は1件もなかった。刑法では、15歳以下の被害者が関与する性的目的での人身売買に対しては、11年から20年の懲役刑と相当額の罰金刑を定めている。また刑法では、16歳以上の被害者が関与する性的目的での人身売買に対しては、5年から10年の懲役刑と相当額の罰金刑を定めている。

幼児殺害又は障害児殺害：法律では、幼児殺害に対して10年から終身刑までの懲役刑を規定している。複数の新聞が、新生児の遺棄事件を何件か報じていた。

故郷を追われた児童：頻発する武力攻撃により、何十万人もの子どもたちが強制退去させられていた。全国緊急救援評議会のCONASURによれば、女性と子どもがIDPの60%を占めていたという（第2節e項を参照）。

国際的な子の奪取：ブルキナファソは、1980年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国である。米国国務省の「親による国際的な子どもの連れ去りに関する年次報告書（Annual Report on International Parental Child Abduction）」（<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html>）を参照のこと。

反ユダヤ政策

周知されているユダヤ人コミュニティはなかった。反ユダヤ主義的行動の報告はなかった。

人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」（<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>）を参照のこと。

障害者

法律では、雇用、教育、交通機関の利用、医療へのアクセス、司法制度又はその他の公共サービスの提供において、身体、知覚、知的及び精神障害のある人々を差別するこ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

とを禁じている。障害のある人々に、低額若しくは無料の医療サービスと、教育や雇用へのアクセスを提供するための法律がある。またこの法律には、障害者が政府庁舎にアクセスできるようにするための建築基準規約も盛り込まれている。しかし政府は、実質的にこれらの規約を執行していなかった。

障害者は差別に遭遇しており、それらの人々からは、行政サービスを含めて仕事を見つけるのが困難であるとの報告があった。

障害者を支援するための政府のプログラムは限られていたが、複数の NGO や全国障害者再統合委員会 (National Committee for the Reintegration of Persons with Disabilities) が、意識向上キャンペーンを展開したり統合プログラムを実施したりしていた。

(2020 年) 10 月 27 日に、カボレ大統領が、障害者の社会経済的インクルージョンのさらなる推進に関する全国フォーラムを主宰した。政府は引き続き、点字による試験を実施することにより、視覚障害のある受験志望者が行政機関の採用試験を受けられるようにするための準備を進めていた。さらに当局は、障害者がより容易に公務員採用試験に出願できるようにするために、受験出願所に特別カウンターを開設していた。教育省 (Ministry of Education) によれば、障害のある子どもたちの就学率はその他の子どもたちと比べて低いが、政府はワガドゥグーで限定的な特殊教育プログラムを提供していた。

国籍／人種／少数民族集団の構成員

長年にわたって続くフラニ (ピュール) 族の牧夫とその他の民族集団の定住農家との紛争が、時として暴力事件を引き起こすことがあった。暴力事件は通例、牧夫が自分たちの畜牛に農地で草を食べさせたことか、又は農夫が放牧用として地方当局が確保している土地を耕そうとしたことが引き金となった。対話や仲裁に向けた政府の努力が一因となって、そうした出来事は減少していた。

(2020 年) 4 月 13 日に、ブルキナファソ西部のカスカード (Cascades) 地方シデラドゥグー (Sideradougou) コミューン、カラボロ (Karaboro) とモス (Mosse) の両コミュニティ間の民族境界線沿いの土地を巡る紛争によって、4 人の男性が死亡する事態になったとメディアが報じた。

特にフラニ族のコミュニティを標的にした、治安部隊や VDP による超法規的殺害、拷問及び適正手続や基本的人権の侵害の申立てが増加し続けていた。カボレ大統領をはじめとする政府高官は、人権の尊重を強化して違反者には責任を取らせることを政治的に約束しているようであったが、政府にはそうした申立ての取扱い件数の増加に対処する能力が欠如していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

HRW をはじめとする多くの監視団は、同国における暴力を強調している民族的力学に言及した。武装集団はしばしばフラニ族コミュニティからメンバーを徴募している一方で、フラニ族は過激派集団を支援しているとみなされていることから、治安部隊によって殺害されたとされる男性の大多数はフラニ族であった。

(2020 年) 1 月 21 日に、政府は、国のテロ対策に対する民間支援を制度化するために、VDP を創設する法律を成立させた。VDP はフラニ族を部隊の構成員に組み入れておらず、またフラニ族も VDP に加入しようとはしていないとの報告が複数あった。この力学が、フラニ族コミュニティには安全性が欠如しているにもかかわらず、国の治安維持活動の対象から除外されており、そのために自分たちが社会から取り残されているというフラニ族の間における認識又は実際の体験が増幅されるという、フラニ族にとっての不安定な状況を強調していた。政府は、フラニ族コミュニティに対する態度を改めさせるために、メディア・キャンペーンを実施していた。政府は、民族集団の名誉侵害に反対する、数々のメディア・アウトリーチ活動や意識向上キャンペーンを後援していた。監視団がフラニ族への言及であると理解したものとして、カボレ大統領は、自身の 2 期目にして最後となる任期に向けた (2020 年) 12 月 28 日の就任式典における演説の中で、「我が国の特定の地方における武装テロリストによるテロ行為を受けた、コミュニティ全体の名誉侵害」への反対論を述べた。

先住民族

先住民族やその団体は、自分たちの土地に影響を及ぼす決定に時々参加していた。先住民族の土地の近くでの天然資源の開発によって、先住民族コミュニティの幸福と生活が危険にさらされていた。2019 年に発表された、ボボ・ディウラッソの保護林の中に病院を建設するという中国の建設プロジェクトは、物議をかもし論争を巻き起こし、地元住民からの強い反発を招いた。先住民族コミュニティは、森林のおよそ 38 エーカーを潰す建設を許可した政府の決定を批判し、病院は別の場所に建設するよう提言した。こうした論争を受けて、政府は当該プロジェクトを一時中断し、建設用地の環境影響調査を委託した。そして (2020 年) 8 月 13 日に、政府は、調査に基づく勧告に従って、病院は当初の建設予定地から数マイル離れた別の場所に建設することを発表した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、犯罪化、その他の虐待

ブルキナファソには、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) コミュニティに対する、偏見を動機とする犯罪の捜査、訴追あるいは量刑手続を後押しするための、ヘイトクライム関連法やその他の刑事司法機構が何もない。複数の NGO の報告によれば、警察が時々ゲイの男性やトランスジェンダーの人々を逮捕し、拘禁して屈辱を与えてから釈放しているとのことであった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

LGBTI の人々に対する社会的差別が問題となっており、宗教的・伝統的な信条によってそれがさらに悪化していた。複数の LGBTI 支援団体によれば、医療施設では、トランスジェンダー・コミュニティのメンバーが医療の提供を拒否されることがよくあり、また LGBTI の人々は、時として言葉による虐待や身体的虐待の被害に遭うことがあるとのことであった。政府が LGBTI の人々に対する社会的暴力や差別に対応しているという報告はなかった。

ブルキナファソでは、LGBTI 組織に法的地位はなく、それらは非公式に存在していたが、それらの組織に対する嫌がらせの報告はなかった。それらの組織に対する政府や社会による暴力の報告はなかった。

HIV／エイズに対する社会的汚名

HIV／エイズの感染者に対する社会的差別が依然として問題となっており、そうした差別のために、一部の人々は嫌がらせを恐れて医療サービスを受けることができなかった。検査で陽性反応が出た人は時として、家族から避けられ、HIV に感染した妻は家庭から追い出されることがあったが、HIV に感染した夫は追い出されることはなかった。一部の不動産所有者は、HIV／エイズの感染者への宿泊施設の貸し出しを拒否していた。政府は、国のガイドラインに従って適格とみなされた一部の HIV 感染者に、無料で抗レトロウイルス薬を配布していた。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律では、組合に参加することができない治安判事、警察、軍やその他の保安要員といった公務員及びエッセンシャル・ワーカーを除き、労働者が独立した労働組合を結成したりそれに参加したりすることを認めている。法律では、労働組合が干渉されることなく各自の活動を行う権利を規定している。

法律では、ストライキ権を規定しているものの、その権利を大幅に制限している。労働者に自宅待機を呼び掛けるためのストライキや、集会への参加を伴わないストライキの場合には、8～15 日前に雇用主に通告することが組合に義務付けられている。組合が行進を呼び掛ける場合には、3 日前までに市長に通知しなければならない。デモ行進の最中に物的損害や器物損壊が発生した場合には、その全てについて当局が行進の主催者に責任を負わせる。法律では、非暴力的なストライキも含めて、職場の占拠を伴ういかなるストライキも厳しく禁止している。また法律では、政府に幅広い徴用権限も付与し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ており、必須サービスにおける最低限のサービス提供を確保するために、政府が民間部門や公共部門の労働者を徴用することを認可している。政府は、国際基準とは異なる基準で必須サービスを定義していて、採鉱や採石、大学センター、食肉処理場といったサービスまで含めていた。

法律では反労組的差別を禁じており、労働検査官に対して、組合活動を理由に解雇された労働者を直ちに復職させることを認めている。関連する法的保護は、出稼ぎ労働者、インフォーマル部門の労働者、家庭内労働者なども含めた、全ての労働者を対象にしている。複数の国際組織の報告によれば、契約労働者や派遣労働者が、雇用主からの反労組的差別に直面しているということであった。法律では、結社及び団体交渉の自由を規定している。政府は実質的にこの法律を執行していた。法律では、警告、処罰、業務停止あるいは解散といった、違反に対する罰則を列挙している。刑罰は、懲役刑と罰金刑で構成されていて、違反の重大性によって異なってくる。刑罰は、同等の違反行為に対するものと釣合いが取れていなかった。この法律の改正により、NGO の労働組合に法的実在性が付与され、調停委員会が創設され、団体にテロへの資金提供及びマネー・ロンダリングに関する法律への準拠が義務付けられている。また法律では、誰であろうと政党の長と団体の長を同時に務めてはならないことも明示している。

政府は、結社の自由及び団体交渉権をおおむね尊重していた。また政府は、労働組合が干渉されることなく活動を行う権利もおおむね尊重していた。労働組合には、賃金及びその他の給付金について、雇用主や業界団体と直接交渉を行う権利がある。労働者団体は、政府や政党からは独立していた。2020 年中にはストライキ破りの報告はなかった。労働関連法を執行するための政府の資源は、労働者の権利を保護するには十分ではなかった。

2020 年中には、団体交渉に対して政府が制約を課したという報告はなかった。フォーマル賃金部門では包括的な団体交渉が行われており、そこが労働者の権利の侵害が数多く発生しているところであった。

公務員の給付金及び手当に課税をする（給与単一所得税 [Impot Unique sur les Traitements et Salaires : IUTS] として知られている）という政府の決定に抗議して、2020 年 3 月 7 日に、ワガドゥグー、ボボ・ディウラッソ、クドゥグ（Koudougou）及びその他の主要な都市中心部で、数千人の公務員が平和的にデモ行進を行い、同年 3 月 16 日から 20 日にかけてストライキを決行した。新型コロナウイルス感染症に伴う制限のために、それ以上の組合の行動は全て一旦中止された。そして新型コロナウイルス感染症に伴う制限が解除されたあと、(2020 年) 7 月 4 日に複数の労働組合が再び結集して、同年 7 月 8 日から 9 日にかけてストライキを行った。労働組合は、IUTS 税の廃止、賃

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

金の支払保留及び引き下げの取り消し、並びに賃金を引き上げるという以前の約束の履行を要求した。

(2020 年) 9 月 17 日に、国民教育大臣が、自らの公式勤務時間の遵守を拒否したとして、バッソルマ・バジエ (Bassolma Bazie) を懲罰審議会に引き渡した。教員であることに加えて、バッソルマ・バジエはブルキナファソ労働総連合 (General Confederation of Labor of Burkina Faso) の事務局長でもあった。またバジエは、IUTS の適用に反対する労働組合の連合体の広報担当も務めていた。バジエが代表している労働組合及び労働者らは、この懲戒処分を、労働組合の自由を損なわせるための労働運動家に対する当局公認の嫌がらせであるとみなした。

(2020 年) 5 月 27 日に、閣僚理事会 (Council of Ministers) は、同年 3 月 16 日から 20 日にかけて行われた、IUTS の適用に反対する労働組合の連合体によるストライキの最中の重大な無規律行為を理由に、経済・財務・開発省 (Ministry of the Economy, Finance, and Development) の 3 人の公務員を解雇した。報告によれば、これらの公務員は、ストライキの呼び掛けに従わなかったとして同僚の 1 人に暴行を加えたという。同省の労働組合調整 (Trade Union Coordination) 機関は、この 3 人の職員の復職を求めて同年 9 月 9 日から 11 日までストライキを決行することを発表した。同年 9 月 8 日に行政裁判所が 3 人の解雇プロセスを一時中断したことを受けて、同機関はストライキの決行を保留し、同機関には、復職の問題及び労働組合連合体からの要求事項綱領に盛り込まれているその他の懸念の最終的な解決に向けて、政府と話し合う用意があると明言した。

b. 強制労働の禁止

法律では、あらゆる形態の強制労働を禁止している。法律では、タイプを問わず何らかの制裁という脅威の下で、本人の自由意思によらずに提供される労働や役務を、全て強制労働とみなしている。しかし政府は、該当する法律を実質的に執行していなかった。政府は、強制労働の改善又は廃絶のための、有意義で実効性のあるプログラムを整備していなかった。政府は引き続き、人身売買防止推進キャンペーンを実施するとともに、市民から暴力や人身売買の事案を報告してもらうためのフリーダイヤルを運営していた。強制労働に対する刑罰は、同等の犯罪に対するものと釣り合いが取れていた。

強制児童労働は、農業 (特に綿花栽培)、家庭内労働及び畜産部門はもとより、砂金採取現場や採石場でも行われていた。教育者らは、親によってコーラン学校に通わされた子どもたちの一部に、物乞いをするよう強要していた (第 6 節の「子ども」の項を参照)。他の西アフリカ諸国から来た女性たちは、詐欺目的で不正に採用され、そのあとに強制売春、レストランでの強制労働、あるいは個人宅での家庭内強制労働に従事させられていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

米国国務省の「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」(<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>) を参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では、児童の商業的な性的搾取、児童ポルノ、採鉱、子どもの健康に害を与える仕事をはじめとする、最悪の形態の児童労働を禁止している。法律では、雇入れの最低年齢を 16 歳と定めており、また緊急時以外における 18 歳未満の児童の夜間労働を禁止している。雇入れの最低年齢は、16 歳という義務教育を修了する年齢と一致している。家庭内労働及び農業部門においては、法律では 13 歳以上の児童に、1 日当たり最大 4 時間半までの限定的な活動の実施を認めている。法律では、16 歳未満の児童に適した労働の種類については定義していなかった。刑罰は、同等の犯罪に対するものと釣り合いが取れていた。

政府は、最悪の形態の児童労働と闘うとともに、搾取的な児童労働を大幅に減少させることを目的とした、国家行動計画（National Action Plan）を実施するための活動に着手していた。この計画の下で、現地語での情報の拡散、被害者のための社会復帰プログラムといったサービスへのアクセスの拡大、最悪の形態の児童労働に取り組むための刑法の改正、並びにデータの収集及び分析の改善を目的とした、いくつかの省及び NGO の取組が調整されていた。政府は、子どもたち、親及び雇用主に搾取的児童労働の危険性を知らせるための、ワークショップや協議会を開催していた。

暴力的な過激派集団によってもたらされている治安上の問題などのために、政府によるこの法律の執行には一貫性がなかった。労働基準を監督する市民サービス・労働・社会保障省（Ministry of Civil Service, Labor, and Social Security）には、労働者の安全及び最低年齢法を執行するための、移動及びアクセス手段並びにその他の資源が欠如していた。2020 年中における訴追及び有罪判決の件数については、入手可能なデータがなかった。

児童労働は、農業部門や、村落や都市における家族経営の小規模企業で行われていた。15 歳未満の児童が、国有企業又は大規模民間企業のいずれかに雇用されているという報告はなかった。また子どもたちは、採鉱、商業、建設及び家庭内労働部門でも働いていた。特に牛飼いや路上行商人として働いている児童を中心に、一部の子どもたちは学校に通っていなかった。15 歳未満の多くの子どもたちが、長時間にわたって働いていた。国際労働機関（International Labor Organization）の調査により、零細採鉱現場で仕事をしている子どもたちは、時として週に 6～7 日、また 1 日最大 14 時間も働いていることが報告された。路上の物乞いは、毎日 12～18 時間も働くことが多かった。そうした子どもたちは職業病に苦しんでおり、また雇用主は時としてそれらの子どもたちに身体的虐待や性的虐待を加えることがあった。子どもの家事労働者は、1 日に最大 18 時間

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

も働いていた。雇用主は、しばしばそれらの子どもたちを搾取し虐待していた。犯罪者たちは、強制労働や性的目的での人身売買のために、ブルキナの子どもたちをコートジボワール、マリ及びニジェールに移送していた。

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」(<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>)及び「児童労働又は強制労働によって生産された品目リスト (List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor)」(<https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods>)も参照のこと。

d. 雇用及び職業に関する差別

法律では、雇用及び職業に関する差別を禁じている。しかし政府は、実質的にこれらの法規を執行していなかった。刑罰は、同等の犯罪に対するものと釣り合いが取れていた。

骨の折れる又は「道徳的に不適切」とみなされる職業、及び建設といった業界における女性の雇用に対しては、法的制約が設けられていた。女性は、本人の健康や生殖能力にとってリスクがあると判断される作業を行うことを禁じられていた。

雇用や職業に関して、人種、肌の色、性別、宗教、政治的見解、社会的出自、ジェンダー、障害、言語、性的指向や性同一性、HIV やその他の伝染病への感染、あるいは社会的地位に基づく差別が行われていた。政府は 2020 年中、雇用差別の防止又は撤廃のための対策をほとんど講じていなかった。

e. 受入れ可能な労働条件

法律では、フォーマル部門における最低月額賃金を定めているが、これは自給自足農業やその他のインフォーマルな職業には適用されない。最低賃金は貧困所得水準を下回っていた。

法律では、1 週間の標準労働時間を、非家庭内労働者の場合は 40 時間、家事労働者の場合は 60 時間と定めている。法律では超過勤務手当を規定しており、また休憩時間、労働時間の制限及び過剰な強制超過勤務の禁止に関する規制がある。

政府は職業安全衛生基準を定めている。労働法には、職業安全衛生に関する明確な制約が盛り込まれている。雇用主は、安全を確保するため、全従業員の身体的及び精神的健康を保護するため、並びに自らの管理下にある職場、機械類、材料、物質及び作業工程が、労働者に健康上や安全上のリスクをもたらないことを検証するための対策を講じなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法律では、従業員数が 30 人以上の全ての企業に対して、労働安全委員会の設置を義務付けている。従業員数が 30 人未満の会社に勤務している従業員が、安全上の懸念を理由に退職することを決意した場合には、その従業員の決定が正当と認められるかどうかは裁判所が判断する。

市民サービス・労働・社会保障省は、最低賃金及び労働時間基準の実施に対して責任を負う。同省の検査官及び労働審判所は、小規模な工業及び商業部門における職業安全衛生基準の監督に対して責任を負うが、それらの基準は自給自足農業及びその他のインフォーマル部門には適用されない。

これらの基準は実質的に実施されていなかった。それらの違反に対する刑罰は、同等の違反に対するものと釣り合いが取れていた。2020 年中には、検査指摘事項の実質的な執行の報告はなかった。

雇用主は、最低賃金を下回る賃金しか支払わないことがしばしばあった。従業員は通常、自らの所得を補うために、拡大家族、自給自足農業、あるいはインフォーマル部門での商売に頼っていた。雇用主は、経済のおよそ 50%を構成するインフォーマル部門の労働者を、賃金、超過勤務及び労働安全衛生基準の違反の被害にさらしていた。